

自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合

〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10

TEL 03-3871-6470 Fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyoo.or.jp

URL http://www.toujikyoo.or.jp

(1)

17春闘スローガン

**笑顔あふれる暮らしと職場を目指し、
団結して闘おう17春闘！**

3月9日、台東区民会館に執行委員と中央委員が参加し、「17春闘方針、統一要求、闘争日程」などを決定するために中央委員会を開催しました。

津田委員長はあいさつで「繁忙期対策で営業時間延長、休日出勤、有給休暇自粛などの職場政策で大変な時期だと思っています。しかし、様々な取り組みは春闘の賃上げの土台であることを職場の組合員と再度意思統一してほしい。4年連続「官製春闘」と揶揄されているが、自分たちの力で春闘をのりきっていかねばならない。スローガンにあるとおり組合員の期待にこたえられるよう各支部で奮闘してほしい」と訴えました。



熊谷書記長は、17春闘は3つの課題として、①社会水準並の賃金を確保するための賃上げと一時金、②「働き方改革」や「共謀罪反対」などの政治課題、③市川中央支部で発生している組合攻撃との闘いを取り上げ、東自教の総力をあげて闘うことを提案しました。

賃上げについては、東京都中小企業の平均賃金が勤続10年で約335,000円となっているが各支部はこれに追いついておらず、大幅賃上げと生涯賃金制度の導入が必要としました。

また、職場の重要な戦力である継続雇用者の賃金労働条件引き上げや今後の労働力を確保するために初任

**第二回中央委員会で、
一万円以上の賃上げを確認**

給の引き上げが重要であると訴えました。

17春闘アンケートを土台に月10,000円以上の賃上げを含んだ統一要求を提案し、満場一致で採択されました。



2月11日 八王子中央支部方針学習会



2月27日 新東京支部方針学習会



2月19日 豊島支部方針学習会

← 2月11日 和泉支部学習会



1 7 春闘 闘争日程

- 3月16日 (木) 要求書提出
- 23日 (木) 第1回交渉
- 30日 (木) 第2回交渉
- 4月 6日 (木) 第3回交渉
- 7日 (金) 第1回闘争・第9回合同会議 (渋谷勤福)
- 13日 (木) 第4回交渉
- 14日 (金) 第一波統一行動

共謀罪（テロ等準備罪）に反対！

真の目的は、悪政批判や戦争反対の声を抑えること
(3)

自由を奪う監視社会の到来

3月21日、政府は犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」を閣議決定しました。目的は、東京オリンピックの成功のためにテロ対策が不可欠としていますが、野党や日本弁護士連合会、作家などの表現活動に携わる団体が相次いで反対表明をしています。

共謀罪は法律に違反する行為を実行しなくとも、話し合っただけで市民を処罰出来る思想・言論処罰法です。共謀罪はこれまで国会に提出されましたが、世論の強い反対によって三度廃案になってきました。

しかし、今回「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を変えて今国会で成立させようとしています。

共謀罪とは

法律に違反する行為を話し合い「合意する」ことが罪になる、それが共謀罪です。2016年8月の法案では、過去の廃案を鑑み、「共謀」に「準備行為」が無ければ処罰出来ないと要件を厳格にしたとしていますが、国民の日常会話やLINEメールなどコミュニケーションが監視され、警察の捜査権限が強化されるなど悪法といえます。

たとえば、①戦争に反対する市民団体が、自衛隊の官舎に「人殺しするな！」と書かれたステッカーを貼ることを計画し、そのステッカーを買うためにATMから出金した。（建造物損壊罪の共謀罪）②基地建設に反対する市民団体が、工事阻止のために道路に座り込みを計画し現地



市

民運動が大幅に制限される可能性

調査をした。などで犯罪が成立してしまう恐れがあります。

他人のウソで犯人に仕立てられる

共謀罪が導入されると、犯罪をおこなう「合意」があったことが検挙の対象になるため、捜査を口実にして警察が国民全体の監視を強めます。「話し合い」が対象となるため、盗聴捜査の大幅拡大やスパイをもぐりこませる捜査も考えられます。また、共謀罪では、自首した場合減刑されるので、他人のウソで「犯人」に陥れられる危険もあります。

共謀罪は廃案に

「共謀罪は戦前の治安維持法の再来」「冗談も言えない社会になる」など反対の声が広がっています。この声をさらに広げ、「共謀罪はきっぱり廃案に」の声を国会に届けることが必要です。

【共謀罪 2016年8月政府案】

(組織的な犯罪集団に係わる実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、組織的犯罪集団

(その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一(第一号を除く。)に掲げる罪を実行することにある団体をいう。次項において同じ。)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織より行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に係わる犯罪の実行するための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を軽減し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定めている罪 五年以下の懲役又は禁固

二 懲役四年以上十年以下の懲役又は禁固の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁固

6月に中央行動 12月に全国交流集会開催を確認

3月7日、台東一丁目区民館に5地方(東京、埼玉、千葉、京都、大阪)から9名の幹事が集まり第2回幹事会を開催しました。

幹事会では各地方の17春闘取り組み状況や全指連訪問、組織拡大運動の取り組みなどの報告の他、審議事項として中央行動要請内容、全国交流集会について議論しました。

議論の結果、6月に警察庁、全指連、厚生労働省の他、5月に国土交通省に要請行動を行うことを意思統一しました。(要請内容は次号)また、12月に全国交流集会の開催も確認されました。

全国自教労組共同センター



第2回幹事会 於 台東一丁目区民館